

<問題1>

次のAからCまでのうち、海外のメーカーに該非判定を確認するには、どの国際輸出管理レジームの英文を参考に確認したら良いかについて、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 東京の貿易会社Xは、米国のメーカーYより、輸出令別表第1の告示貨物に関する貨物 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、告示貨物は、ワッセナー・アレンジメント (WA) の規制なので、同サイトにある Munitions List の英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
 - B 東京の貿易会社Xは、米国のメーカーYより、外為令別表の9の項に関する暗号技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の9の項に関する暗号技術は、ワッセナー・アレンジメント (WA) の規制なので、同サイトにある Category5 -Part2- Information Security の英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
 - C 東京の貿易会社Xは、米国のメーカーYより、外為令別表の6の項に関する技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の6の項は、ワッセナー・アレンジメント (WA) の規制なので、同サイトにある Very Sensitive List の英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題2>

AからCの貨物を無許可輸出した場合、外為法第69条の6第1項が適用されるものはいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の2の項（12）1に該当する数値制御工作機械
- B 輸出令別表第1の6の項（2）に該当する数値制御工作機械
- C 輸出令別表第1の15の項（2）に該当する電波吸収材

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題3>

AからCまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 役務通達では、「特定国の非居住者」とは、外為法の規定及び外国為替法令の解釈及び運用について（昭和55年蔵国第4672号）に規定する基準に基づく自然人又は法人であって、特定国に属する（居所若しくは住所又は主たる事務所の所在を判断の基準とする）者をいう。
- B 役務通達では、取引の相手方が技術情報を受領する場所が特定国であるとは、当該取引における契約上の履行地が特定国であることをいう（特段の定めがなければ取引の相手方の居所、住所又は主たる事務所の所在地が契約上の履行地であると考えられる。）。
- C 役務通達では、「特別に設計されたプログラム」とは、特定の装置が当初設計された機能を達成する上で必要な最小限のオペレーティングシステム、診断システム、保守システム又はアプリケーションプログラムであって、ソースコードで表されており、かつ、他の互換性のない装置に同じ機能をもたらせる場合にこのプログラムの修正又はプログラムの追加が不要なものをいう。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題4>

AからCまでの説明のうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

(参考条文)

	技　　術
外為令別表の 3の2の項	(1)輸出貿易管理令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物の設計 又は製造に係る技術 (2)輸出貿易管理令別表第1の3の2の項(2)に掲げる貨物の設 計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるも の
貨物等省令 第15条の3	外為令別表の3の2の項(2)の経済産業省令で定める技術は、第2 条の2第2項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のう ち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超 るために必要な技術とする。

- A 輸出令別表第1の3の2の項(1)に該当するウイルスの操作に関する技術
は、外為令別表の3の2の項(1)に該当する。
- B 外為令別表の3の2の項(2)では、輸出令別表第1の3の2の項(2)に
該当する貨物の機能に関連する製造用のプログラムは規制していないので、
該当しない。
- C 輸出令別表第1の3の2の項(2)3に該当する遠心分離機の機能に關係
しない設計図面は、外為令別表の3の2の項(2)に該当する。

1. 0個
2. 1個
3. 2個

<問題5>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 外為令別表の1から15の項に該当するソフトウェアであっても、市販されている場合は、誰でも購入できるので、外国や非居住者に提供する場合、全て役務取引許可は不要である。
 - B 本邦にあるX大学は、5年前に出版されたロボットの専門書 α を米国にあるY大学に寄贈することになった。専門書 α は、リスト規制該当技術が含まれているが、現在は絶版になっているので、本邦から米国に郵送する場合は、役務取引許可が必要である。
 - C 本邦の大学院生甲は、外為令別表の9の項に該当する暗号通信プログラム α を自作し、世界中の誰でもアクセスできる自分のホームページに明日アップロードする予定である。この場合、大学院生甲は、役務取引許可は不要である。
1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題6>

AからCのうち、正しい説明は、いくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。なお、AからCまでの輸出貨物は、全て輸出令別表第1の16の項に該当する。

- A 東京にあるメーカーXは、韓国にあるメーカーYより合金1トンの注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該合金を使用して、同国海軍の軍艦製造に使用すると連絡があった。この場合、メーカーXは、輸出許可申請は不要である。
 - B 東京にあるメーカーXは、英國にあるメーカーYより合金1トンの注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該合金を使用して、大陸間弾道ミサイルの製造に使用すると連絡があった。この場合、大量破壊兵器キャッチャール規制の用途要件に該当するので、メーカーXは、輸出許可申請が必要である。
 - C 東京にあるメーカーXは、インドネシアにあるY大学より合金1トンの注文を受けた。その際、Y大学からは、当該合金を使用して、航続距離が300キロメートル以上のロケットの製造に使用すると連絡があった。この場合、明らかガイドラインでチェックして問題がなければ、メーカーXは、輸出許可申請不要である。
1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題7>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 東京にあるメーカーXは、沖縄にある在日米軍より、外為令別表の8の項に該当するソフトウェア（1セット）の注文を受けた。メーカーXが、在日米軍に当該ソフトウェアを納品する場合、役務取引許可が必要である。
- B 東京にあるメーカーXは、沖縄にある在日米軍より、輸出令別表第1の3の項（2）に該当する貯蔵容器（1セット）の注文を受けた。メーカーXが、在日米軍に当該貯蔵容器を納品する場合、輸出許可は不要である。
- C 東京にあるメーカーXは、来日から7ヶ月を経過した米国大使館員Yより、外為令別表の8の項に該当するソフトウェア（1セット）の注文を受けた。メーカーXが、米国大使館員Yに当該ソフトウェアを納品する場合、役務取引許可は不要である。
 - 1. 1個
 - 2. 2個
 - 3. 3個

<問題8>

AからCのうち、申請先が経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課となっているものはいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 一般包括許可の申請
- B 特別一般包括許可の申請
- C 仲介貿易取引許可の申請

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個

<問題9>

AからCの説明のうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 遵守基準省令には、「子会社及び関連会社の指導」の規定があるが、外為法等遵守事項には、「子会社及び関連会社の指導」の規定はない。
- B 遵守基準省令で努力規定とされている監査は、外為法等遵守事項でも、努力規定とされている。
- C 遵守基準省令で義務規定とされている文書管理は、外為法等遵守事項でも、義務規定とされている。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個

<問題10>

以下のAからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 東京にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項に該当する暗号無線装置を韓国の警察に輸出し、政府の要人警護に使用すると連絡を受けている場合は、「届出」が不要である。
- B 東京にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項に該当する暗号無線装置を台湾の警察に輸出し、地震による人命救助に使用すると連絡を受けている場合は、「届出」が不要である。
- C 東京にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項に該当する暗号無線装置をフランスの警察に輸出し、政府の要人警護に使用すると連絡を受けている場合は、「届出」が不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題11>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。なお、AからCまでの輸出貨物は告示貨物に該当しない。

- A 本邦のメーカーXが、英国にある大学Yに輸出令別表第1の14の項(7)に該当するロボット（総価額90万円）を輸出する場合、少額特例が適用できるので輸出許可申請は不要である。
 - B 本邦のメーカーXが、イラクにある難民支援団体Yに輸出令別表第1の9の項(1)に該当する無線通信機（総価額50万円）を輸出する場合、少額特例が適用できるので輸出許可申請は不要である。
 - C 本邦のメーカーXが、米国にあるメーカーYに輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路（総価額90万円）を輸出する場合、用途が戦車の製造であっても、少額特例は適用できるので、輸出許可申請は不要である。
1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題12>

本邦にあるメーカーXは、来月、以下の条件の装置 α （1セット）を韓国にあるメーカーYに輸出する予定である。この場合、メーカーXは、どのような対応をしたらよいか適切な説明を1つ選びなさい。

（条件）

- ①装置 α は、輸出令別表第1の16の項に該当する。
- ②装置 α の初期製造時の市場価格は、100万円である。
- ③装置 α の中には、輸出令別表第1の3の項(2)7に該当する弁 β （1セット）と輸出令別表第1の3の項(2)9に該当するポンプ γ （1セット）が正当に組み込まれている。弁 β とポンプ γ は、装置 α の初期製造時に専門メーカーから、それぞれ5万円と10万円で購入している。
- ④韓国にあるメーカーYの用途は、自動車部品の製造である。
- ⑤メーカーXは、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得している。

1. 装置 α に組み込まれている弁 β とポンプ γ は、それぞれが運用通達の10%ルールの適用を受けるので、メーカーXは輸出許可申請不要である。
2. 装置 α に組み込まれている弁 β とポンプ γ は、輸出令別表第1の3の項(2)で共通し、合計すると運用通達の10%ルールを適用することはできない。したがって、メーカーXは弁 β とポンプ γ について個別の輸出許可申請が必要である。
3. 装置 α に組み込まれている弁 β とポンプ γ は、輸出令別表第1の3の項(2)で共通するので、合算すると運用通達の10%ルールを適用することはできない。しかし、仕向地が韓国なので、メーカーXは、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、弁 β とポンプ γ について、輸出することができる。

<問題13>

AからCのうち、外為法第69条の6の罰金について、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の2の項（12）に該当する貨物（価格400万円）を無許可で中国に輸出した者の罰金は、2,000万円以下である。
- B 輸出令別表第1の6の項（2）に該当する貨物（価格600万円）を無許可で中国に輸出した者の罰金は、3,000万円以下である。
- C 輸出令別表第1の15の項（1）に該当する貨物（価格1,000万円）を無許可で中国に輸出した者の罰金は、5,000万円以下である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題14>

AからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの
中から1つ選びなさい。

- A 本邦人で、外国にある事務所（本邦法人の海外支店等及び現地法人並びに国
際機関を含む。）に勤務する目的で出国し外国に滞在する者は、非居住者と
して取り扱う。
- B 本邦人で、1年間外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者は、非居住
者として取り扱う。
- C 外国人で、本邦内にある事務所に勤務する者は、居住者として取り扱う。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題15>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、台湾（と地域②）にあるメーカーYに外為令別表の6の項（2）に該当する技術αを提供する契約を締結した。用途は民生用途で、提供地は、メーカーYのシンガポール工場（と地域②）である場合、メーカーXは、取得している特別一般包括役務取引許可を適用して提供することができる。
- B 本邦にあるメーカーXは、英国（い地域①）にあるメーカーYに外為令別表の6の項（1）、貨物等省令第18条第1項第一号に該当する技術αを提供する契約を締結した。用途は民生用途で、提供地は、メーカーYのタイ工場（と地域②）である場合、メーカーXは、取得している特別一般包括役務取引許可を適用して提供することができる。
- C 本邦にあるメーカーXは、英国（い地域①）にあるメーカーYに外為令別表の6の項（1）、貨物等省令第18条第1項第一号に該当する技術αを提供する契約を締結した。用途は民生用途で、提供地は、メーカーYの韓国工場（り地域）である場合、メーカーXは、取得している特別一般包括役務取引許可を適用して提供することができる。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

[6の項]

提供地 外為令別表項番	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
外為令別表の6の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第18条第1項第1号又は第3号に該当するもの	特別一般 一般	特定	—	特別一般
外為令別表の6の項(1)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般
外為令別表の6の項(2)～(6)に掲げる技術	特別一般 一般	特別一般	—	特別一般

<問題16>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、10年前に輸出許可を取得して、台湾にある家電メーカーYに輸出令別表第1の2の項に該当する貨物 α を輸出した。貨物 α が故障したため、本邦にあるメーカーXに送り戻してもらい、修理後、台湾にある家電メーカーYに戻す場合、メーカーXは、輸出許可は不要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、5年前に少額特例を適用して、台湾にある家電メーカーYに輸出令別表第1の6の項に該当する貨物 α を輸出した。貨物 α が故障したため、本邦にあるメーカーXに送り戻したが、修理が不可能であったため、同一の貨物 α を用意し、台湾にある家電メーカーYに戻すことになった。この場合、メーカーXは、輸出許可は不要である。
- C ドイツにあるメーカーXは、10年前に台湾にある家電メーカーYに輸出令別表第1の2の項に該当する貨物 α を輸出した。貨物 α が故障したが、ドイツのメーカーXが、倒産したため、本邦にあるメーカーZに修理の依頼があった。貨物 α を本邦のメーカーZに送り戻してもらい、修理が完了したので、台湾にある家電メーカーYに輸出する場合、メーカーZは、輸出許可は不要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題17>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第3とは、いわゆるグループAのことをいい、韓国は含まない。
- B 輸出令別表第3の2とは、いわゆる懸念国をいい、iran、イラク、北朝鮮の3カ国である。
- C 輸出令別表第3の3とは、告示貨物のことであって、輸出令別表第1の15の項に該当する貨物は含まない。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題18>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xのタイ支店は、輸出令別表第1の16の項に該当する合金5トンを韓国にあるメーカーYより購入し、中国にあるメーカーZに売却する予定である。メーカーZより当該合金は、通常兵器である戦車の製造に用いると連絡を受けている。なお、当該合金は、メーカーYからメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは仲介貿易取引許可申請が必要である。
- B 本邦にある貿易会社Xのタイ支店は、輸出令別表第1の16の項に該当する合金5トンを韓国にあるメーカーYより購入し、中国にあるメーカーZに売却する予定である。メーカーZより当該合金は、重水の製造に用いると連絡を受けている。なお、当該合金は、メーカーYからメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは仲介貿易取引許可申請が必要である。
- C 本邦にある貿易会社Xのタイ現地法人は、輸出令別表第1の16の項に該当する合金5トンを韓国にあるメーカーYより購入し、中国にあるメーカーZに売却する予定である。メーカーZより当該合金は、航続距離300キロメートル以上の無人航空機の製造に用いると連絡を受けている。なお、当該合金は、メーカーYからメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは仲介貿易取引許可申請が必要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題19>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令第4条第1項第三号イの「開発等」とは、「開発、製造又は使用」のことである。
 - B 輸出令第4条第1項第三号イの「経済産業省令」とは、核兵器等開発等省令のことである。
 - C 輸出令第4条第1項第三号ハの「経済産業省令」とは、仲介貿易おそれ省令のことである。
1. 1個
2. 2個
3. 3個

(参考条文・抜粋)輸出令第4条第1項第三号

- 三 別表第1の16の項に掲げる貨物(外国向け仮陸揚げ貨物を除く。)を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも(別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも)該当しないとき。
 - イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。
 - ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。
 - ハ その貨物が別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。ニにおいて同じ。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。
- 二 その貨物が別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

<問題20>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 貨物等省令第1条第十七号に該当する貨物の設計に係る技術（プログラムを除く。）のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術は、貨物等省令第15条第1項第四号に該当する。
 - B 貨物等省令第1条第十七号に該当する貨物の製造に係る技術（プログラムを除く。）のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術は、貨物等省令第15条第1項第四号に該当する。
 - C 貨物等省令第1条第十七号に該当する貨物の使用に係る技術（プログラムを除く。）のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術は、貨物等省令第15条第1項第四号に該当する。
1. 1個
2. 2個
3. 3個

(参考条文・抜粋)貨物等省令第15条第1項第四号

第1条第八号口、第九号、第十号口、第十一号、第十四号、第十七号から第二十四号まで、第二十六号から第二十八号まで、第三十号から第五十二号まで、第五十四号から第五十八号まで又は第六十号から第六十二号までのいずれかに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術(プログラムを除く。)のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

<問題2 1>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

本邦にあるメーカーXは、過去に台湾のメーカーYに輸出した貨物 α （輸出令別表第1の4の項該当貨物）が故障したので、一旦、本邦に戻し、修理後、無償告示を適用して、台湾のメーカーYに貨物 α を輸出した。この場合、貨物 α の輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも7年間保存する必要がある。

<問題22>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

輸出令別表第1の16の項は、対応する貨物等省令はないが、外為令別表の16の項は、対応する貨物等省令がある。

<問題23>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

輸出管理規則(EAR)の規制対象となっている米国原産品目を組み込んだ日本製の品目は、組込比率(価格比)が25%以下の場合には仕向地に係わらずEARの規制対象とならない。ただし、米国原産品目は600番台や9x515の品目等のように一部デミニミス・ルールが適用できないような特殊な品目ではない一般的な品目とする。

<問題24>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

規制品目分類番号(ECCN)の2桁目の英記号は品目の形態を表しており、「E」は当該品目が技術であることを示している。

<問題25>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

許可例外 TSR は B 国群向けの技術・ソフトウェアの輸出又は再輸出に適用可能な許可例外であり、許可例外 GBS は B 国群向け貨物の輸出又は再輸出に適用可能な許可例外である。許可例外（X）は 2020 年 6 月 29 日に廃止された。（X）には、CIV が入る。

2020年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第12回)

(STC Advanced)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
核兵器等開発等省令	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
仲介貿易おそれ省令	外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規定の届出等について」の（別紙1）に記載されている。
運用通達の10%ルール	「輸出貿易管理令の運用について」1-1(7)(イ)